

愛媛県発達障がい者支援指針

令和3年3月改訂

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障がい福祉課

目 次

I はじめに

| | |
|------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 基本理念 | 1 |
| 3 改訂の時期 | 2 |
| 4 発達障がいの定義 | 2 |

II ライフステージ別の現状と課題及び今後進めるべき施策の方向性

1 就学前

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 乳幼児健診による早期発見及び支援 | 3 |
| (2) 保育所・幼稚園等における早期発見及び支援 | 4 |
| (3) その他 | 5 |

2 就学期

| | |
|-------------------|---|
| (1) 就学期における発見及び支援 | 5 |
| (2) 就労等に向けた支援 | 7 |

3 成人期

| | |
|------------------------|---|
| (1) 就労定着に向けた支援 | 8 |
| (2) 社会参加（日常生活支援）に向けた支援 | 8 |

III ライフステージに共通した現状と課題及び今後進めるべき施策の方向性

| | |
|------------------|----|
| 1 地域における相談支援体制 | 10 |
| 2 社会への理解促進（普及啓発） | 11 |
| 3 家族に対する支援 | 12 |
| 4 家庭と教育と福祉の連携 | 13 |

I はじめに

1 策定の趣旨

発達障害者支援法が平成17年4月に施行されてから、発達障がい者に対する支援は着実に進展し、発達障がいに対する社会の理解も一定の広がりをみせてきました。その一方で、施行から10年を経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められており、平成28年には、支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が改正・施行されたところです。

県では、発達障がい者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、平成19年4月に愛媛県発達障がい者支援センター「あいゆう」を開設し、発達障がいに関する専門的な相談・情報の提供・助言などを行ってきましたが、発達障がいに対する認知の高まりなどを背景とした相談の増加や切れ目のない支援体制の構築に対応するためには、センターと支援機関や日常的に当事者に関わる様々な立場の人々が、これまで以上に連携を緊密にし、課題を解決していく必要があります。

そこで、支援者や関係者が地域における課題を共有するとともに、統一した方針のもとで有機的に連携し、総合的かつ重層的な支援体制の整備や計画的な施策検討を行うことで、発達に特性を持つ人々とそうでない人々の間に生じる障壁を取り除くとともに、そうした特性を活かせる社会を目指し、本指針を策定することとしました。

2 基本理念

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障がい者に、「切れ目のない」支援が提供される体制を目指します。

(2) 家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援など、きめ細かな支援が推進される体制を目指します。

(3) 地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

3 改訂の時期

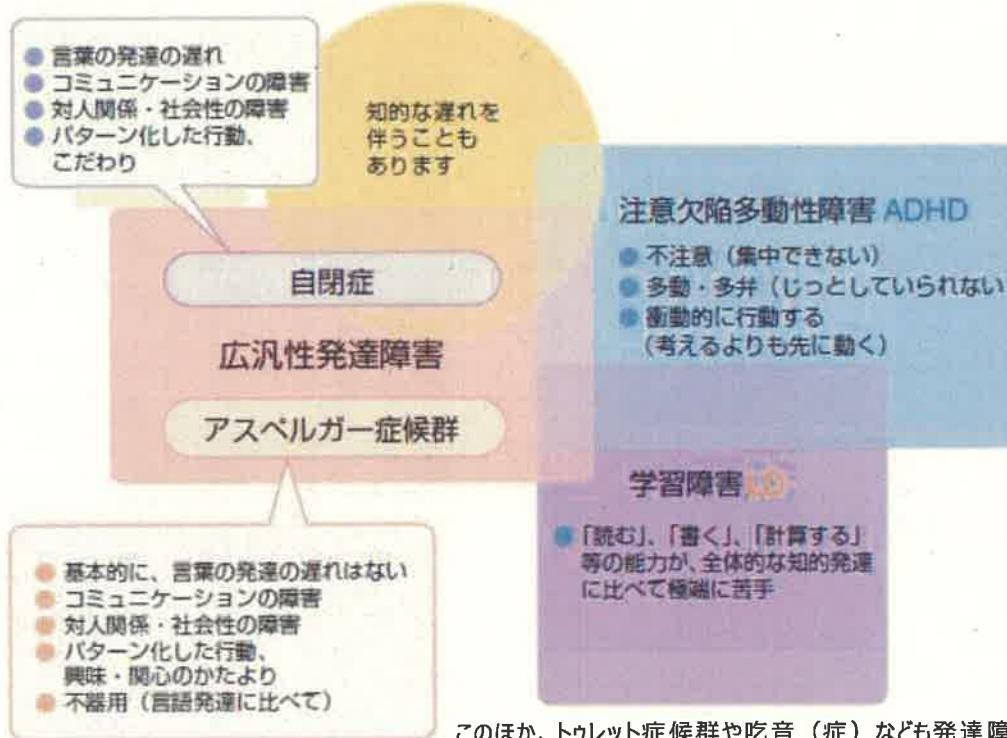
第6期愛媛県障がい福祉計画の計画期間と合わせ、令和5年度末において、発達障がい者支援に係る情勢の変化や期間中の取組みを踏まえた改訂を行います。

ただし、平成29年1月に公表された総務省行政評価局による「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の勧告に基づき、文部科学省及び厚生労働省において勧告に基づく改善措置が講じられようとしている状況下にあることから、指針の期間中にも、適宜改善措置を踏まえた見直しを行うこととします。

4 発達障がいの定義

発達障害者支援法では、「発達障害」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(第2条第1項)と定義しています。

また、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」を「発達障害者」とし、「発達障害者のうち十八歳未満のもの」を「発達障害児」(第2条第2項)と定義しています。



このほか、トウレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれます。

引用 厚生労働省発行「発達障害の理解のために」

II ライフステージ別の現状と課題及び今後進めるべき施策の方向性

1 就学前

(1) 乳幼児健診による早期発見及び支援

現状と課題

- ①母子保健法では、1歳6か月児健診及び3歳児健診の実施が市町村の責務となっており、発達障害者支援法においても、乳幼児健診において発達障がいの早期発見に十分留意する必要性が明記されているが、知的障がいを伴わない場合などには健診で発見することが困難なケースもあり、評価が保健師等の経験に左右される可能性がある。
- ②5歳児において健診を行うことで、3歳児健診まででは明らかにならなかつた軽度の発達上の問題等が明らかになる効果が期待されるが、法定化されていないため、実施にあたって人員確保・予算確保等の困難が伴う。

今後進めるべき施策の方向性

ひとりひとりの子どもの評価を丁寧に行い、個別のニーズを把握することができれば、療育的に望ましい支援を行うことが可能となり、子どものコミュニケーション面の発達は促進されます。親子のコミュニケーションがスムーズになると、親の育児ストレスの軽減や家族のメンタルヘルスへのよい影響も期待されます。本人にとつても、肯定的な方向で成長することで、健全な自己肯定感につながります。こうした背景から、発達障がいを早期に発見し、早期に適切な支援につなげていくことが重要とされており、乳幼児健診や就学時健康診断では、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないものとされています。

「発達障がい」には、行動特性の異なる障がいが複数含まれています。このうち自閉スペクトラム症^{*1}については、1歳6か月から2歳くらいまでには、いくつかの社会性の発達指標を手掛かりに、対人面やコミュニケーションが順調に発達しているか確認することが可能とされています。乳幼児健診における発達障がいの把握について、経験や専門性の違いを補うため、M-CHATやPARS-TR等のアセスメントツール^{*2}の活用が有効と考えられますが、使用にあたっては、自閉スペクトラム症に対する基礎的な知識が必要となるため、巡回支援専門員の活用や、アセスメントツールの導入を促進するための研修を継続していくとともに、ツールを用いることによる優位性に関する情報を収集・提供する等、普及に努めます。

5歳児健診は市町による任意の取組ですが、3歳児健診では明らかにならなかつた軽度の発達上の問題等が明らかになる効果が期待されるほか、「発達障がい」のうちのADHDについては、年少時の多くは落ち着きがなく鑑別が難しいものの、保育所又は幼稚園で集団生活に慣れ始める5歳頃には、その特性が現れると言われており、ADHDを発見するうえでも重要な役割を果たすものと考えられます。この時期における健診では、小学校入学のおよそ4か月前に行われる就学時健診もあり、文部科学省においては、早期発見のための具体的取組方法や、日々の行動観察にあたっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示すこととしていますが、入学までに十分な療育の機会を確保するためにも、5歳児健診等を導入

済みの市町における効果を検証し、導入促進に努めます。

ただし、こうした取組を進める目的は、確定診断をつけるためではなく、社会性が芽生えるその時期に、発達段階に合った適切な養育環境を整えることであることに十分留意して行います。

※1「自閉スペクトラム症」

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれる。

※2「アセスメントツール」

発達障がいを早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(2) 保育所・幼稚園等における早期発見及び支援

現状と課題

- ① 保育所や幼稚園に入ると、集団生活のなかで発達の凸凹に気づかれることがある。子どもが集団生活を経験する場である保育所や幼稚園等の職員には、発達障がいの特性を踏まえた支援の視点をもつことが望まれるが、“気づき”的視点やその後の保護者への説明、他の支援機関との連携については経験に頼る面も大きい。
- ② 公立と私立、保育所と幼稚園での支援体制の違いや、それらの機関と支援機関との連携についても検討が必要。
- ③ 小学校・特別支援学校と保育所・幼稚園や支援機関の早期からの連携が望まれる。
- ④ 発達障がいの確定診断に至らない“気になる子ども”達の支援が十分になされてい可能性がある。
- ⑤ 幼児期と就学期との切れ目ない支援体制構築が必要。

今後進めるべき施策の方向性

保育所や幼稚園に入ると、集団生活のなかで発達の凸凹に気づかれることがあります。子どもが集団生活を経験する場である保育所や幼稚園等の職員には、発達障がいの特性を踏まえた支援の視点をもつことが望まれますが、“気づき”的視点やその後の保護者への説明、他の支援機関との連携等、子ども達に直接かかる職員をサポートする体制が必要です。児童発達支援センター等による保育所等訪問支援、県の実施する療育等支援事業、市町による巡回支援専門員整備等、保育所や幼稚園等の職員をサポートする制度は重層的に存在します。こうした制度を十分に活用し、サポート体制の充実を図ります。

また、この時期の子ども達には、発達障がいの確定診断に至らないものの“気になる子ども”が多くいます。こうした子どもたちは、学齢期以降に課題が表面化するケースもあることから、就学に際しては、確定診断の有無や保育所や幼稚園などの施設区分に関わらず、子どもたちを支えるための情報が、適切に引継がれるための関係者の意識定着に努めます。

(3) その他

現状と課題

- ① 身近な地域で相談や療育の場が少なく、また、相談窓口が分かりにくいため必要な情報が十分に届いていない。
- ② 医学的な助言を受けられる医療機関が少なく、また、希望しても初診までの待機時間が長く、それまでの間の本人と保護者への支援が必要。
- ③ 身近な所で相談に対応する専門の職員や支援機関が少ない。
- ④ 支援を行う側からは、関係機関につなげようとしても、保護者の理解が得られないケースに困難さを感じている。

今後進めるべき施策の方向性

療育の機会を提供する障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス等）については、平成24年度の制度開始以降、全国的に事業所数が急増しており、その利用者のおよそ半数が発達障がい児となっています。一方、県内では、自治体内に事業所がない地域もあり、地域的な偏在が懸念されます。国の定める障害児福祉計画の基本指針においても、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定することが適当とされているところであります、身近な地域で療育を受けることができる体制を目指します。

また、療育につながるために、発達障がいについて適切な対応ができる医療機関の確保が必要となります。しかし、全国的な課題として、発達障がいについて専門的に診療ができる医療機関が不足しております、初診待ちの長期化や初診待機者の不安解消が大きな課題となっています。専門的医療機関に過度に患者が集中しないよう、初診の対応や症状が落ち着いた場合に対応できる地域の医療従事者の裾野を広げていくとともに、初診待機者の不安解消を図るための相談・支援体制を整えていきます。

なお、適切な支援を受けるためには、保護者の理解と協力が不可欠です。保護者が子どもの状態を把握し支援を活用できるよう、保護者の気づきの支援の充実を図るとともに、保護者の理解を得るために、身近で相談に応じ、不安を解消できる体制づくりを進めます。

2 就学期

(1) 就学期における発見及び支援

現状と課題

- ① 適切な支援につなげるためには、保護者が自分の子どもの困り感に気づくことも重要。
- ② 就学前の引継ぎや障害児通所支援等、福祉と教育の連携が必要。
- ③ 支援の役割を付与され配置されている職種があるものの、専門性を高める機会

に乏しく、職員自身も苦悩しているケースも考えられる。

- ④ 教育と福祉等の連携、教員等を支える仕組み、外部機関との連携も必要。
- ⑤ 発達障がいの理解等に関して、教員間で個人差があり、また地域・学校間においても差が生じている。担任教員の変更等に伴い、支援方法が引き継がれず変更され、本人が不安定な状態になることもある。
- ⑥ 教員個人の能力や意識を高めると同時に、組織全体で発達障がいの対応に取組む姿勢が必要。
- ⑦ 保護者からは、ソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施や校内での配慮を望む声がある。
- ⑧ 通級指導教室が不足している。
- ⑨ 進学時における切れ目のない引継を行う体制づくりが必要。
- ⑩ 高等学校等においても特性を踏まえた対応が必要となるほか、中学校からの引継ぎ等の連携も重要となっている。
- ⑪ 長期欠席やいじめに至る前までの対策が十分に図られる必要があるが、起こってしまった後の支援についても、更なる検討が求められる。
- ⑫ 発達障がいがある方への対応は様々で、現場では困難事例の対応について悩んでいる。
- ⑬ 放課後児童クラブで受け入れるも、対象者の増加により支援員確保や不適応のリスクが生じている。また、児童クラブと小学校との連携が必要。
- ⑭ 地域の人的資源には限りがあり、数ある課題の中でも、発達障がいの優先順位を上げていく必要がある。
- ⑮ 個別の教育支援計画については、障がいについて医師の診断がなくとも、校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対して、作成し適切な支援を行うこととされており、あらためてその徹底が求められる。また、それとともに、リレーファイル(=支援ファイル・サポートブック)との連動や、学校外の支援機関との情報の共有の在り方について検討していくことが重要。
- ⑯ 支援が必要にもかかわらず、様々な事情で療育のルートに乗っていない児童について、いかにして支援を届けるかが課題である。

今後進めるべき施策の方向性

○就学期の子どもの数は、年々減少しているものの、発達障がいを含む特別支援教育の対象となる子どもの数は、増加傾向にあります。教育現場では、障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮の視点に立った支援体制を整えるほか、インクルーシブ教育システム^{*3}の構築に向けて多様な学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の整備充実を図っていきます。

○就学期の子どもの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、早期の段階から本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め教育関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることで、その後

の円滑な支援にもつながっていきます。教育においては、保健、医療、福祉等と連携を図りながら、適正な就学の実現に努めます。

- 教育上特別の支援を必要とする子どもについては、学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立った一貫した支援を行うことが重要です。そのために、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するとともに、進級時や進学時にこれらの計画が適切に引き継がれる体制づくりに努めます。
- 必要に応じて外部人材を活用するなど、本人・保護者の願いに寄り添うことができる、学校の教育支援体制構築に向けた取組を推進するとともに、教職員の専門性向上を図ります。また、家庭や関係機関との連携も図りながら、いじめ・不登校等の二次障がい^{※4}の予防に努めます。

※3「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※4「二次障がい」

定義はなく、発達障がい特性と環境との相互作用の結果として追加的に発症していく諸疾患や不登校やひきこもり、非行、自殺等の病名で括れない問題を含めて使用されている用語。

(2) 就労等に向けた支援

現状と課題

- ①周囲の気づきがあったとしても学力的に問題がない場合など、必要な支援が十分に受けられなかつた場合に、大学進学や就職後に困り感を感じことがある。
- ②在学中から、卒業後の職業的自立・生活面の自立を見据えた支援が求められる。
- ③大学も含めた支援体制整備を検討する必要がある。

今後進めるべき施策の方向性

職場では、他者とのコミュニケーションを行い、先輩・後輩、上司や部下、取引先や顧客との関係を調整しながら、自分の仕事を着実にこなすことが求められるところから、大学等への進路決定では、その後の職業適性も視野に入れて行われる必要があります。また、学校、地域とともに慣れていない状態で下宿生活をはじめることは多くの困難を伴うため、早期から、生活面の自立も踏まえた対応がなされることも重要です。発達障害者支援法では、必要に応じ、発達障がい者が就労のための準備を行えるための支援が学校において行われるよう都道府県や市町村が必要な措置を講じる旨が規定されています。学齢期におけるアセスメントを適切に行い、必要に応じ教育・福祉・労働の連携した支援が行われるよう取り組みます。

3 成人期

(1) 就労定着に向けた支援

現状と課題

- ① 継続した就労のためには、地域や企業などによる発達障がいに対する理解が必要で、そのための支援も充実させる必要がある。
- ② 就労定着のためには、事前のマッチングが重要。
- ③ 既存の制度・枠組みだけで問題を解決することが困難なことも想定され、国に対し、地域の現状を知りうる立場から建設的な提言を行っていくことも必要。
- ④ 職場内だけの問題ではなく、生活面での不適応が就労定着を阻んでいることもある。
- ⑤ 就労し自立した生活を営むためには、精神面の支援や消費生活面での支援も必要。
- ⑥ 雇用先の事業主も相談できる場や発達障がいに理解を深める場が必要。

今後進めるべき施策の方向性

発達障がいをもつ方が就労する場合、障害者雇用制度を利用しない(手帳をもたない、もしくは、もっていても障がいを雇用主側に伝えないで就労する)場合があります。こうした人たちの中には、長い間まわりとのズレや違和感を抱きながらも、ご本人なりの工夫をして過ごしてきた人たちもいます。こうした人たちが就労等で新しい生活ステージに移るとき、新たな困り感が生じことがあります。しかし、成人期での本人の困り感や生きづらさは周囲には理解され難く、ひきこもりや身体症状が出て初めて気づかれる場合もあり、ときには、強い被害感や抑うつ状態のため治療が必要になることもあります。そのため、同僚や上司が障がい特性について理解し、共に働くうえでの配慮があることも重要であることから、地域や企業に対する発達障がいの理解を深める取組みを推進し、あわせて、雇用側の不安解消のための相談機会確保にも努めます。

また、雇用側の問題だけではなく、本人の生活面での不適応が離職につながることもあります。騙されやすさから、消費生活に関するトラブルに見舞われることもあります。消費生活も含めて、生活面での必要な支援が受けられるよう、関係機関の連携を深めます。

(2) 社会参加（日常生活支援）に向けた支援

現状と課題

- ① 成人期の診断が可能な医療機関が分かりにくい。また、成人してから診断がつくことで苦悩される方もいれば、反対に診断がついて楽になるケースもあり、伝え方や継続したカウンセリングに留意が必要であるが、未診断・未受診のまま二次的な障がいを引き起こすことを回避しなければならない。問題が悪化・複雑化した後は、対応が非常に困難になる。

- ②既存の支援体制は児童を中心に据えていることが多く、学校を卒業した後に突然支援が薄まる傾向がある。成人を対象とした身近な相談窓口の確保や、支援機関に対する学校内での支援情報の適切な引き継ぎが課題であるし、地域とのつながりをもつたためにも、余暇活動など卒業後も生活を楽しむ場が必要。
- ③親亡き後、本人の社会的自立をどう支えていくか道筋をつけていく必要がある。
- ④発達障がいは、女性よりも男性の方が多いと言われているが、女性の発達障がいも決して少なくはなく、性別に応じた支援ニーズがある。

今後進めるべき施策の方向性

- 全国的な課題として、発達障がいについて専門的に診療ができる医療機関が不足していることは、成人期の診療においても同様です。専門的医療機関に過度に患者が集中しないよう、初診の対応や症状が落ち着いた場合に対応できる地域の医療従事者の裾野を広げていく取組みを進めていくとともに、医療機関が提供できる支援の内容等を把握・整理し、関係機関で情報を共有・連携することで、医療も含めた支援のネットワークの構築を行います。
- 成人期まで診断や支援を受けることなく、なんとか過ごしてきた方については、就労等で新しい生活ステージに移るときに新たな困り感が生じことがあります。二次的な障がいを引き起こし、問題が悪化・複雑化した後では対応が非常に困難になることから、成人期における気づきや自己理解の支援・周囲の理解のために、発達障がいに関する正しい情報を広めるとともに、相談しやすい身近な窓口づくりに努めます。
- 在学中に周囲の気づきや支援につながることができた方について、学校を卒業（退学）した後に支援が途切れてしまわないよう、卒業後の支援機関に対しての支援情報の適切な引継ぎや、当事者同士の交流の推進・居場所の確保等、当事者や家族を孤立させない取組みを行います。
- 親亡き後の本人の支えについて、本人の判断能力はさまざまですが、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用等、制度面での支援に加え、良好な家族関係や地域とのつながりが、本人の意思決定の支えを補完することになります。自己肯定感が低下し、批判的・攻撃的・反社会的行動傾向が強まってしまった場合、良好な家族関係の構築も難しくなることから、早期から適切な環境下で支えられ、肯定的な方向で成長することができるような支援体制を目指します。
- 発達障がいは女性よりも男性の方が多いと言われていますが、女性は男性に比べ発達障がいの特徴が明らかに表れにくいため、見過ごされている可能性が近年指摘されています。女性の発達障がいも決して少なくはなく、性別に応じた支援ニーズもあることから、最新の国際情報や社会の動きを常に確認し、必要な支援を検討していきます。

III ライフステージに共通した現状と課題及び今後進めるべき施策の方向性

1 地域における相談支援体制

現状と課題

- ① 相談窓口の一本化が進んだ東予地域においても、支援機関の更なる連携が求められるところであるし、市町間の情報交換を行う場は継続して必要。その他の地域においては、一部の地域で相談窓口の一本化が図られつつあるものの、全体としては東予地域ほどには進んでおらず、また、支援機関の連携も十分に整っていない状況。各市町において相談支援体制の整備が図られることが重要。また、発達障がいの症状は多様であり、一人一人異なる支援ニーズに対応し、二次障がいや虐待等の複雑なケースにも的確な支援を行うためには、関係機関が密接に連携することが重要であり、関係機関による支援のネットワーク構築が急務。
- ② 取組みが進んでいない自治体の住民の中には、県の支援やリーダーのイニシアティブを期待する意見がある。
- ③ 地域の中での相談や支援を行っている資源を支援者が互いに把握し、情報提供・連携できる体制が必要。保護者会との連携も必要である。
- ④ 「障がい」という言葉の印象の悪さが、支援機関の利用しづらさにつながっている。
- ⑤ 身近な地域で診断できる医師の存在が早期発見につながることから、各地域に診断できる医療機関が必要である。また、診断後、適切な療育又は支援のためには、医療機関と支援機関との連携も必要。しかし、現状、発達障がいを診断できる医療機関は全国的に不足しているうえに、その情報も得にくい。
- ⑥ 身近に支援をうけられる場所が、過疎地・中山間地域・島しょ部において特に不足している。島しょ部においては、橋の通行料を考えると他県の支援を受ける方が経済的である現状がある。
- ⑦ 適切な支援を行うためには、支援者の資質向上や制度の在り方から考える必要がある。
- ⑧ 症状の悪化を防ぐための見守り体制が必要
- ⑨ 災害発生時における配慮が必要
- ⑩ 自治体間の格差の是正を促す取組みも必要。

今後進めるべき施策の方向性

平成 17 年に施行された発達障害者支援法に基づき都道府県・指定都市に設置されている発達障害者支援センターは、発達障がいがある方やそのご家族の相談に“専門的に”応じる機関（発達障害者支援法第 14 条）ですが、発達障がいに対する認知の高まりなどを背景に、全国的にセンターへの相談が急増し、中核機関として求められる地域支援機能が十分に発揮されていません。

平成 22 年以降、障がいに関する各種法制度に発達障がいが明確に位置付けられたことで、現在では、発達障がいの相談支援では、「障害者相談支援事業

(地域生活支援事業)」、「障害児相談支援」、「指定一般・指定特定相談支援」などが新たな社会資源として加わっています。こうした社会資源と発達障がい者支援センターの役割を整理し、有機的な連携を前提とした、地域に適した相談支援体制を構築するため、障がい者の福祉に関する相談を担当する市町に対し、発達障がいに関する相談にも一定の対応ができる、わかりやすい相談窓口の設置を求めていきます。

発達障がいの気づきの場面は、健診の場であったり、就学前後の集団生活の場であったり、あるいは成人期になって自ら気づくなど様々です。必要とする支援も、特性や環境、ライフステージによって異なります。相談支援を担う職員にあっては、「気づき」の段階での複雑にもつれた悩みを解きほぐし、主訴を見極め、心理面をサポートしつつ必要な支援につなげる、また、支援に関わる多数の関係者をつなぐことで継続的・総合的な支援を可能とする、それらの支援を通じて、発達障がい者が暮らしやすい地域づくりに貢献する、重要な役割を担うことになります。

地域の相談支援体制の充実を図るとともに、発達障がい者支援センターの地域支援機能拡充により、支援に関わる者の専門性の向上を図り、県全体での対応力の向上を目指します。

また、発達障がい特性による周囲とのずれが社会的評価の低下をまねき、「いじめ」「虐待」「理不尽で過度な叱責」等が継続された結果、本人の自尊心や自己肯定感の低下、社会との基本的信頼感の低下をまねき、「抑うつ」や「不安」、「暴力」「ひきこもり」のような二次障がいに至るケースがあります。早期から正しい支援が介入できる体制を築き、二次障がいのリスクを極力低下させることが重要ですが、二次障がいが出現した場合には、本人の社会的評価がいっそう低下したり、周囲の不適切な対応がエスカレートしたりして、二次障がいが一層増悪する悪循環が生じこともあります。二次障がいの症状も様々であり、決定的な支援方法が確立されているわけではありませんが、こうしたケースでは、個人や単一の機関で可能な支援は限られていることから、多職種による連携を図り、情報と支援目標の共有、責任を分担し、対象者の真の支援ニーズに応えられる支援体制を目指します。

2 社会への理解促進（普及啓発）

現状と課題

- ① 発達障がいは目に見え難い障がいであることから、誤解や偏見を受けやすい。合理的配慮には社会の理解が不可欠で、周囲の適切な理解と支援があればその人らしく生活していくことを、関係者以外の一般の方に向けて発信していく必要がある。
- ② 関係者以外の一般の方への普及には、障がいに関わらず共に交流できる環境づくりが重要。

- ③発達障がいの疑いについて、過度な心配をする方や、反対に心配が非常に少ない方が混在している。正しい情報を正しく理解してもらうためにも、周知の仕方について、誰向けにどのように周知するか、効果的な方法を検討する必要がある。
- ④支援者間の引継ぎ等に活用するリレーファイルについては、一部の自治体で導入されていない状況。しかし、導入済みの自治体からも普及・活用が思うように進んでいない声もある。

今後進めるべき施策の方向性

発達障がいは、一見してわかる障がいではないため、さまざまな誤解を生んでしまうことがあります。発達障がいは発達のしかたに生まれつき凸凹がある障がいで、年齢とともに成長していく部分もあります。個人差はありますが、「障がいだから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまいます。周囲が当事者の凸凹のある発達のしかたを理解しサポートすることによって、「障がいを持ちつつ適応していく」という視点をもつことが重要です。一方で、発達障がいはひとつの個性だから配慮は必要がないと考えるのも行き過ぎです。成人になった発達障がい者から、小さいころから配慮が受けられず困難な環境の中で苦労して成長した話も聞かれます。周囲の適切な関わりがあることで、早期から適切な環境下で支えられ、肯定的な方向で成長することが可能となりますし、社会の理解が進むことで、保護者の不安の軽減や前向きに子育てに関わろうとする意欲が生まれ、子どもにとってより過ごしやすい生活環境を整えることも可能になります。発達障がいに関する問題は、社会全体の理解が進むことが、根本的な解決につながることを念頭に置き、啓発を行っていきます。

また、発達障がいの対応は、その人に合ったやり方を工夫しなければなりません。一方的に有名な訓練方法を押しつけても、本人が何に困っているのかきちんと把握しないままでは、うまくいかないこともあります。その手法のどの部分が適切でどの部分が不適切なのか、支援者があらためて点検するためにも、支援者間の引継ぎ等に活用するリレーファイルの普及に努めます。

3 家族に対する支援

現状と課題

- ①最も身近な支援者である保護者のかかわり方は重要で、保護者の気づきの支援や発達障がいに対する理解向上は不可欠であるが、保護者の理解が得られたとしても、親族の理解が得られず適切な支援に繋がらないケースもある。
- ②支援者は、「なぜ保護者が障がいを受入れられないのか」その背景を読み解く能力や、支援の専門性向上が求められる。
- ③家族が障がいを受入れるということは非常に難しく、説明する側に十分な知識や

共感力が問われる。身近な関係者である保育所や幼稚園等の職員、学校の教員が、保護者への説明に苦慮することも多い。また、障がいの受け入れは本人にも当然関わることであり、自己理解の支援をいかに図るか、課題はつきない。

- ④ 保護者の発達障がいに対する情報や理解の乏しさから、不適切な養育につながる場合もある。
- ⑤ 家族全体に支援が必要な場合もあり、現場では対応について悩んでいる。
- ⑥ 保護者を支える仕組みや、子育ての対応力を学ぶ機会が必要。
- ⑦ きょうだい達の心の健康にも支援が必要。
- ⑧ 引継ぎを適切に行うことが、保護者の負担軽減に寄与する。
- ⑨ 保護者を支えるためには、身近なところに安心して相談や支援を受けられる場がある必要がある。
- ⑩ 保護者同士がつながれる場・情報交換できる場が必要。

今後進めるべき施策の方向性

親にとって、我が子に「障がい」という診断名がつくことや、その可能性を示されることはたいへんな衝撃であり、心に重い負荷がかかりますが、親の心情に気を遣いすぎて正確な評価や情報を伝えなければ、子どもの状態を的確に把握できなくなることがあります。一方で、正確な評価を親の心情に配慮せず伝えた場合、親は理性的にも感情的にも受け入れられず、適切に対応できなくなる可能性がでてきます。

また、一般的に、発達障がいの子どもを育てる親の育児ストレスは非常に高いと言われています。地域からの孤立や発達上の困難に伴う子育ての難しさから、虐待につながるケースも考えられます。本来、保護者は、子どもの最も身近な最大の支援者であり、保護者への支援の充実は、発達障がい者の支援にもつながります。

改正発達障害者支援法では、発達障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことが新たに明記されました。発達障がい児の子育て経験のある親（ペアレント・メンター）と支援者が協力し、家族を支援する体制を整備します。

4 家庭と教育と福祉の連携

現状と課題

- ① 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れずおらず連携できていないケースがある。
- ② 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないケースがある。

今後進めるべき施策の方向性

発達障がいをはじめ障がいのある子どもは、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置、学校教職員等への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知、学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化に取り組みます。

また、障がいのある子どもやその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、保護者支援のための相談窓口の整理、情報提供の推進、保護者同士の交流の場等の促進及び専門家による保護者への相談支援に取り組みます。